

平成25年度

第1回 別府市立図書館協議会

日 時 : 平成25年7月1日(月)
午後1時30分~

場 所 : 別府市役所 4F - 3会議室

別府市立図書館協議会委員名簿

(任期 : 平成 25 年 7 月 1 日 ~ 平成 27 年 6 月 30 日)

| 氏 名 | 備 考 |
|---------|-------------------|
| 秋 月 順 一 | 学校教育の関係者 |
| 石 川 順 一 | 学校教育の関係者 |
| 大 林 みどり | 社会教育の関係者 |
| 佐 藤 瑠 威 | 学識経験のある者 |
| 高 橋 伸 子 | 社会教育の関係者 |
| 立 川 敬 子 | 家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 土 岐 修 | 家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 平 石 栄 二 | 学識経験のある者 |

(5 0 音順、敬称略)

目 次

| | | |
|----------------------------|-----------|--------------------|
| 報告 1 . 平成 2 4 年度 運営状況について | ・ ・ ・ ・ ・ | 2 |
| 別添資料 | | 平成 2 5 年度別府市立図書館要覧 |
| 議題 1 号 平成 2 5 年度 図書館運営について | ・ ・ ・ ・ ・ | 2 |
| (1) 運営方針について | ・ ・ ・ ・ ・ | 2 |
| (2) 選書方針について | ・ ・ ・ ・ ・ | 3 |
| 資料収集方針 | ・ ・ ・ ・ ・ | 5 |
| 資料選定基準 | ・ ・ ・ ・ ・ | 6 |
| 郷土資料収集方針 | ・ ・ ・ ・ ・ | 9 |
| (3) 郷土資料整理について | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 1 |
| (4) 学校との連携について | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 1 |
| 資 料 | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 2 |
| その他 : 参考資料 | | |
| 平成 2 5 年度大分県内公共図書館状況一覧 | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 3 |
| 図書館協議会関係法規 抜粋 | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 4 |

報告 1 . 平成 2 4 年度 運営状況について

別添 : 平成 25 年度別府市立図書館要覧

議題 1 号 平成 2 5 年度 図書館運営について

(1) 運営方針について

現状を踏まえながら将来に繋がる図書館サービスの充実を念頭に市民・利用者にとっては身近で、便利な図書館づくりを図る。

市民が集いやすい「場」づくりを目指す。

(主な事業)

- ・ 祝日 (正月除く) 開館の実施
- ・ 入口ロビーコーナー新聞・雑誌の充実
- ・ 見やすく、ふれやすい本の配架やレイアウトの工夫
情報コーナーの見直し
特設展示やミニ展示コーナーの充実
特別行事の実施
- ・ 読書に関するイベント等の充実
おはなし会の充実
マナーアップ運動の推進
図書館まつりの実施

広く図書館に親しむ機会を提供する。

(主な事業)

- ・ 貸出文庫の増設を行う (児童対象から高齢者への展開)
- ・ 近隣市町村民への貸出対象を拡大
- ・ 司書による出前「読み聞かせ」の実施
- ・ 読書活動に関する情報を集約発信
「読み聞かせカレンダー」の作成・配布

図書館の愛好者を増やすため、積極的に図書館を P R し、利用者本位のサービス実施のため、利用者等の意見要望で可能な良いものは積極的に実施する。

(主な事業)

- ・ブックポストの利用時間の拡大
- ・ブックポストでの雑誌の返却
- ・図書本利用カゴの設置
- ・カウンター荷物置き場の設置
- ・移動図書館の開館時間の変更

学校・読み聞かせグループ等各機関との連絡を図る。

職員自ら資質・能力の向上を目指し、迅速な資料・情報の提供に努める。

(2) 選書方針について

選書基準の根拠となる団体等が選定するもの

- ・日本図書館協会選定図書
- ・日本児童図書出版協会選定図書
- ・全国学校図書館協議会選定図書
- ・日本こどもの本研究会選定図書
- ・青少年読書感想文全国コンクール課題図書
- ・日本放送協会出版図書
- ・大分県立図書館推薦図書
- ・政府刊行物
- ・見計らいによる実物選書

選定にかかる留意事項

- ・市民のタイムリーなニーズに応える
(リクエスト、カウンター情報、移動図書館情報など)
- ・別府のイメージアップに寄与する
(観光、温泉、自然環境など)
- ・ベストセラー情報
(新聞、テレビ、インターネットなど)
- ・各出版社の新刊情報

平成25年度 購入図書重点指針

- ・各分野の専門図書の充実
- ・文学書の充実
- ・温泉関係図書・郷土関係図書の充実
- ・児童図書の充実
- (調べ学習に役立つ資料等の充実)
- ・辞書・辞典・図鑑等の基本図書の買い替え

参考

| | |
|---------------|-----|
| 別府市立図書館資料収集方針 | P 5 |
| 別府市立図書館資料選定基準 | P 6 |
| 郷土資料収集方針 | P 9 |

別府市立図書館資料収集方針

1.目的

別府市立図書館は、図書館法及び別府市立図書館管理規則に定められた事業を適性に運営するため、次の運営方針に基づき図書館資料の収集に努める。

2.基本方針

- (1) 資料の種類は、図書、記録、地方行政資料、逐次刊行物、郷土資料、温泉資料、その他必要な資料とする。
- (2) 資料の収集は、地域の公共図書館としての役割を果たすために、一般教養、調査研究及び実用、娯楽性の用に資するものとする。
- (3) 資料の範囲は、各分野にわたるものとし、基本的な資料を優先的に収集する。
- (4) 蔵書構成は、利用状況を常に考慮し、また利用者のニーズに応えながら、特定のものに偏ることのないよう留意して収集する。
- (5) 資料の選択は、思想、宗教、政治において自由、公平の立場からあくまでも中立であることを主旨とし、特定のものに偏らないように留意する。
- (6) 郷土資料は、一般書架および郷土資料室に配架されるため、複本を収集するよう努める。
- (7) 優良図書推選委員会において推選された資料は優先的に収集するよう努める。
- (8) 日本語だけではなく、外国語で書かれた資料（洋書）を収集するよう努める。

別府市立図書館資料選定基準

1.一般図書

総記（000）

ア 情報科学は、特に最新情報を選定し、蔵書の更新に努める。

哲学・宗教（100）

ア 哲学、心理学、倫理学は、世界各地、古代から現代に至るものを幅広く収集する。

イ 宗教は、公平な立場で特定の宗教、宗派に偏らないように留意する。

ウ 宗教を理解するための歴史、聖典等は収集するが、伝道書、布教書等は置かない。

歴史・地理（200）

ア 歴史・地理は、各時代、各地域にわたり系統だてて収集する。

イ 歴史は、特定の歴史観に偏らないように留意する。

ウ 九州地方、大分県及び別府市の歴史・地理については、その整備に努める。

エ 旅行ガイドブックや地図等は、常に新しいものを収集する。

社会科学（300）

ア 政治、経済、社会、教育分野は、常に新しいものを収集する。

イ 政治は、公平な立場で特定の政治思想、団体に偏らないように留意する。

ウ 統計は、常に新しいものに留意する。

エ 法律は、専門知識に要するものではなく、入門書から大学一般教養課程程度の内容のものを目安として収集する。

自然科学（400）

ア 自然科学は、入門書から大学一般教養課程程度の内容のものを目安として収集する。

イ 医学・薬学は、健康・予防に関するものを中心に収集する。

技術・家政学（500）

ア 工学、工業は、入門書から大学一般教養課程程度の内容のものを目安として収集する。

イ 最新情報を必要とする分野では、蔵書の更新に努める。

ウ 家政学分野では、実用的なものを収集する。

産業（６００）

ア 農林水産一般と趣味的な園芸を中心に収集する。

イ 商業、交通、郵便等の産業情報を収集する。

芸術・音楽・スポーツ・娯楽（７００）

ア 美術書、写真集等は、芸術的に価値の高いものを選定するが、いたずらに性意識を刺激しやすいと考えられるものについては収集しない。

イ 漫画は、漫画の技術や歴史に関するものや、文学作品的価値のあるもの以外は収集をしない。

ウ 音楽、スポーツ、娯楽分野は、多様な要望に応えられるよう幅ひろく収集する。

言語（８００）

ア 日本語については、基本的な学問書、実用書等を収集する。

イ 主要な外国語については、簡単な文法書、会話集、実用書等を収集する。

ウ 外国語は、できるだけ多くの言語の辞典を収集する。

文学（９００）

ア 詩歌、小説、随筆等は、古典から現代まで、文学的価値のあるものから娯楽性の高いものまでを収集する。

イ 小説は、いたずらに性意識を刺激しやすい耽美小説等は収集しない。

ウ ベストセラー等、話題性のある図書については、積極的に収集する。

エ 教養を高め、生活の向上に資するものはもちろん、快く楽しく読めるものを収集する。

オ 日本だけでなく、できるだけ多くの範囲の外国文学を収集する。

2. 児童図書

児童書

ア 正確で分かりやすく書かれているものを選び、常に更新に努める。

イ 健全で、創造性、文学性に富んだ作品を収集する。

ウ 経験を拡充、豊かにする作品を収集する。

絵本

ア 絵と文が調和して、互いに補いあって、相乗効果を出しているものを収集する。

イ 絵は、芸術性、創造性に富み、表現力が豊かなものを収集する。

ウ 文字は読みやすいもので、堅牢な製本のものを収集する。

エ 本に対して、幼児が興味と親しみを覚えるものを収集する。

紙芝居

ア 遠目のきく、はっきりとしたわかりやすい絵のものを収集する。

3.参考図書

事典・辞典は、各分野にわたり豊富に収集する。

統計、年鑑、白書は、主要なものを「継続参考図書」とし、継続的に収集する。

郷土・行政資料は、大分県及び別府市に関するものを幅広く収集する。

4.逐次刊行物

新聞

ア 主要な全国紙、地方紙、スポーツ新聞等を収集する。

雑誌

ア 最新号の利用を重視するものを主に収集する。

時事的なもの、生活情報、趣味、娯楽誌など。

イ 図書及び雑誌のバランスを図り、同一水準の一貫したものを収集する。

ウ 郷土の出版物は可能な限り収集する。

エ 小中学生から高年齢者まで各世代にわたり、利用度の高いものを収集する。

5.障害者用資料

大活字本

ア 利用に応じて定期的に収集する。

イ 各分野にわたり豊富に収集する。

6.温泉資料

温泉ガイド、地図等は、常に新しいものを収集する。

温泉に関連する地質・地熱・地下水等のものも収集する。

日本だけでなく、外国の温泉に関するものも収集する。

温泉療養等のものも収集する。

小説を除く、温泉に関する文学のものを収集する。

温泉行政や政策・法令等に関するものを収集する。

その他、温泉に関するものを入門書から専門書まで各分野にわたり幅広く収集する。

温泉に関する雑誌を可能な限り広く継続的に収集する。

郷土資料収集方針

1. 収集方針

主として別府市及び大分県に関する図書・資料を収集する。

また、編・著者及び発行者が市内居住者の図書・資料はできるだけ収集するように努める。

郷土の範囲は、主として現在の行政区域の別府市及び全県的なもの。

ただし、歴史・地誌に関するものは旧速見群及び近隣する大分市・大分郡・宇佐郡等その範囲を広く取る。また、行政は大分県も含める。別府を所領していた他地域の藩・旧県の別府に関する資料も収集する。

市外の編・著者及び発行者の図書・資料でも別府市に関するものは、できる限り収集するよう努める。

収集は、図書・冊子・パンフレット・リーフレット・写真・ポスター・VTR等その形式は問わない。

- 1) 郷土を主題とした資料(歴史・地誌)
- 2) 郷土人を主題とした資料(各伝・双伝・人名録)
- 3) 郷土所在の公共施設・機関・団体などの沿革・要覧・規則・名簿・所蔵目録・会報など。
- 4) 郷土の行政・司法に関する資料
- 5) 郷土で行われた行事に関する事
- 6) 郷土に伝来する芸能・説話・方言・民謡などにかんする資料
- 7) 郷土伝来のもの(古文書・美術品など)についての資料
- 8) 郷土で発見・発掘されたものや文化財についての資料
- 9) 郷土出身者及び在住者の著作物
- 10) 郷土の地図
- 11) 郷土温泉に関する資料
- 12) 郷土の新聞・雑誌及び郷土の記事
- 13) 郷土のレコード・CD・VTR・DVD等
- 14) 郷土の和本・漢籍

* 住宅地図は次のローテーションで収集する。

別府市・・・毎年度ごと

別杵速見広域圏及び隣接市町村のうち大分市・挾間町・湯布院町
・・・2年ごと

- * 購入・寄贈を問わず当館に収集される逐次刊行物・広報誌等は保存・登録する。
別府市の行政資料は積極的に収集する。
購入・寄贈を問わず継続的に収集しているものは途切れないように留意する。

2. 収集方法

購入・・・2部を購入する。

指定書店で購入できるものは、毎月の選書時点で発注リストに加える。自費出版等指定書店で購入できないものは直接購入となるが、支払に関しては、銀行口座振込にて行う。

寄贈・・・できる限り2部寄贈してもらう。

購入・寄贈を問わず、温泉に関するものは、温泉資料としても収集するため、できる限り3部収集する。

3. 分類

2部収集できたものは、1部はKDC（大分県郷土資料分類）で分類し、郷土資料室に配架、もう1部はNDC第8版で分類し、閲覧室の郷土コーナーに配架する。

1部の場合のみは、郷土資料室に重点的に配架する。

4. 目録・装備

KDC 目録カードの複写は1枚（分類別）のみ。基本カードは郷土資料室の目録ケースに配列する。複写カードは分類別目録に配列する。

寄贈による図書は本の外印は赤色。蔵書印及びカードには寄Aを使用する。また、分類番号の前頭にKを捺印する。

指定書店で購入できるものは、毎月の選書時点で発注リストに加える。自費出版等指定書店で購入できないものは直接購入となるが、支払いに関しては銀行口座振込にて行う。

NDC できる限り2部寄贈してもらう。

指定書店で購入できるものは、毎月の選書時点で発注リストに加える。

主として別府市及び大分県に関する図書・資料を収集する。
また、編・著者及び発行者が市内居住者の図書・資料はできるだけ収集する
ように努める。

(3) 郷土資料整理について

所蔵資料

デジタルカメラ撮影

古絵図

撮影

フィルムスキャニング

新聞スクラップ

スキャンニング

ファイル名作成

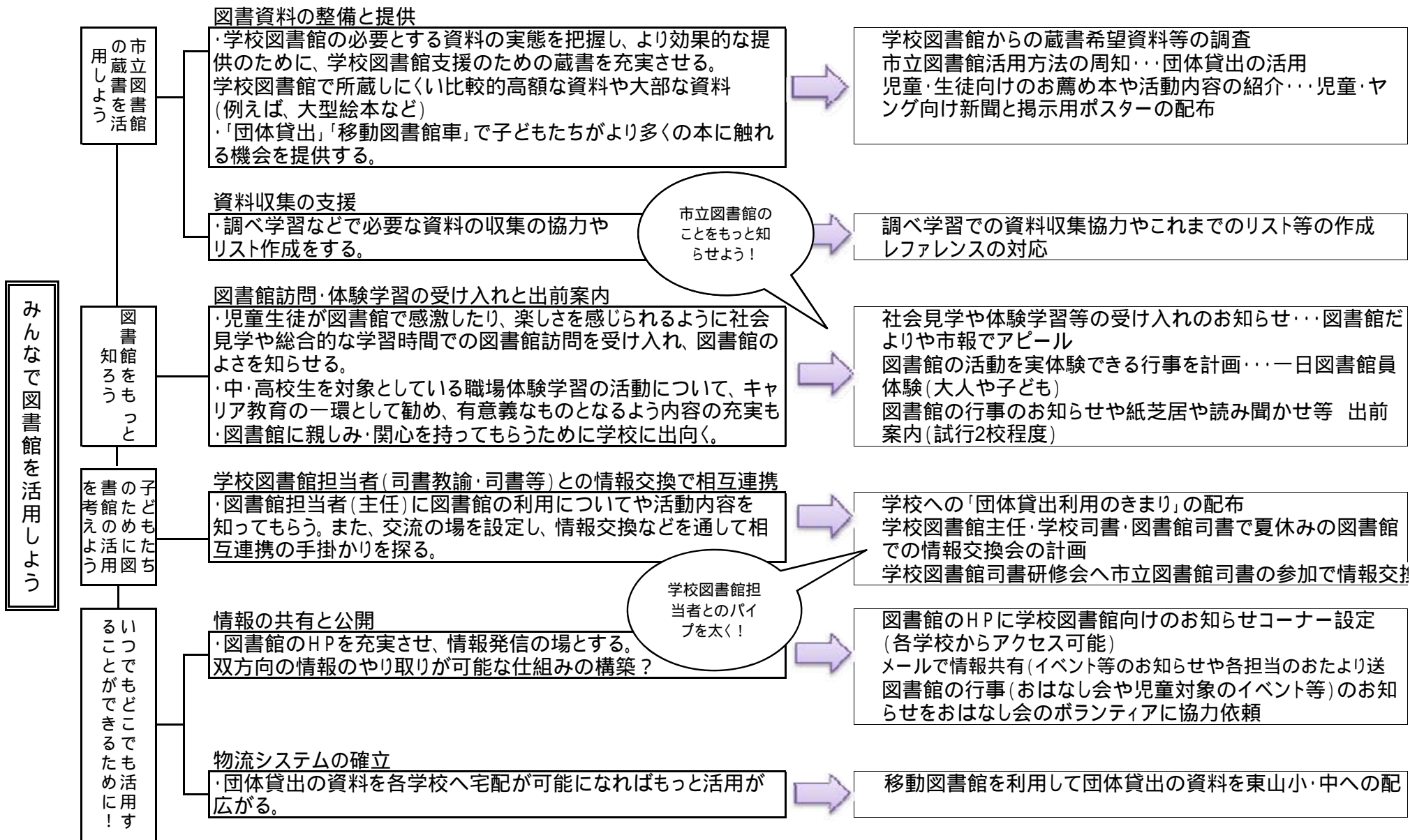
OCR (全問検索用)

外付けハードディスク

(4) 学校との連携について

別紙 P 1 2

H.25年度 学校連携の取り組み 「みんなで図書館を活用しよう！」



【図書館協議会関係法規抜粋】

【図書館法】

(図書館協議会)

第 14 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

【図書館法施行規則】

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

【別府市立図書館の設置及び管理に関する条例】

(図書館協議会)

第5条 法第14条の規定により、図書館に別府市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、8人以内とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のある者から、委員会が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

【別府市立図書館管理規則】

(協議会の会長及び副会長)

第14条 条例第5条に規定する別府市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 15 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第 16 条 協議会の庶務は、図書館において処理する。